

江戸川区名産品プロモーション支援事業

業務委託

プロポーザル募集要領

令和 8 年 1 月
江戸川区産業経済部産業振興課

- ・本プロポーザルは令和 8 年度予算の成立を前提として行うものです。
- ・予算が成立しなかった場合には、事業の中止や協議による変更を行う場合があります。

1. 目的

本区事業者の魅力ある產品を広く PR し、区内産業の活性化につなげるため、江戸川区名產品プロモーション支援事業（以下、「本事業」という。）を実施する。

この募集要領は、本事業の企画及び実施業務を委託するにあたり、意欲ある事業者の創意あふれる企画提案をプロポーザル方式により広く公募し、受託候補者の選定に必要な事項を定めるものである。

2. 委託内容

(1) 件名

江戸川区名產品プロモーション支援事業業務委託

(2) 委託業務

別添の「委託仕様書(案)」に加え、選定された事業者の企画提案を基に、区と事業者の協議の上、決定した内容を業務委託する。

(3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

その後、最大で令和 11 年 3 月 31 日まで単年度毎の随意契約を行う場合がある。

3. 名產品の基本的な考え方

江戸川区の名產品とは、区民の生活を豊かにするような工芸品・工業製品・食品などを指し、区の名產品として相応しい、コンセプト（伝統・品質・こだわり）、市場性（市場ニーズ・販売戦略）、販売実績（売上実績・安定供給）を有するもの。

4. 業務委託上限額

22,000,000 円（消費税を含む）

5. 応募資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- (3) 江戸川区競争入札参加者資格等に関する規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 前年度の法人住民税及び法人事業税を完納していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は、第 2 条第 6 号の規定に該当しないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 10 月 1 日施行）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。

6. 応募手続き等

(1) 募集の流れ

① 参加意思の表明

令和8年1月19日(月)午後5時(必着)までに選定委員会事務局に電子メールを送付すること。

【選定委員会事務局】電子メールアドレス：1915150@city.edogawa.tokyo.jp

電子メールの件名は「江戸川区名産品プロモーション支援事業業務委託プロポーザル参加意思表明」とし、メール本文に会社名、所在地、担当者氏名・部署、電話番号・FAX番号を記載すること。なお、受信したメールに対して確認メールを送信する。万が一、参加申し込み期日までに確認メールが届かない場合は、担当課に連絡すること。また、何らかのトラブルでメールが担当課に届かないことがあっても、本区はその責を負わない。

② 質問の受付

①と同日の令和8年1月19日(月)午後5時(必着)までに電子メールでのみ受け付ける。質問はメール本文のみで完結すること。やむを得ず添付ファイルを使用する場合は、ファイル形式をPDFとし、メール本文、添付ファイル、ヘッダ情報すべて込みで5MBまでとする。

③ 質問への回答

②で受け付けた質問とそれに対する回答を令和8年1月26日(月)に区ホームページへ掲載する。なお、質問の回答については、下記のとおり取り扱う。

ア 同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

イ 質問者の名称等については公表しない。

ウ 審査に関する質問には回答しない。

エ 内容が不明瞭なものについては、回答しない場合もある。

④ 企画提案書等の受付

「6.(3)提出書類について」に掲げるNo.1~8を、令和8年2月2日(月)午後5時(必着)までに担当課窓口に持参または郵送すること。

(2) スケジュール（予定）

内容	日時等
応募（参加意思表明）・質問等受付期間	令和8年1月5日(月)～ 令和8年1月19日(月) 午後5時まで
質問等回答 企画提案書等に記載する仮称を通知	令和8年1月26日(月)
企画提案書等の提出	令和8年2月2日(月) 午後5時まで
一次審査（書類審査）結果通知	令和8年2月中旬頃
最終審査（プレゼンテーション）	令和8年3月10日(火)
最終審査結果通知	令和8年3月中旬

(3) 提出書類について

① 次の書類を一部提出すること。

No.	提出書類	様式等
1	参加申込書	様式1（会社パンフレット等があれば添付）
2	納税証明書	原本 前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書 ※提出日以前3か月以内に発行されたもの。 ※課税実績がない場合は、そのことを確認できる公的書類を

		提出すること。
3	履歴事項証明書	原本 ※提出日以前3か月以内に発行されたもの。

② 次の書類を7部および電子データで提出すること。

提案者の社名、社章等は表示しないこと。別途通知する提案用の仮称を記載すること。

No.	提出書類	様式等
4	会社概要	様式2
5	過去の業務 実績報告書	様式3
6	総括責任者・主たる 担当者等の一覧表	様式4
7	経費見積書	様式5 ・業務実施に係る一切の経費を含む。 ・業務項目別に算出根拠を示した内訳書を添付する。
8	直近3年分の決算書	損益計算書及び貸借対照表を提出すること。 (内訳明細書は不要)
9	企画提案書	7部 任意様式/A4サイズ（横向き・片面印刷） 【企画提案書の構成】 ① 事業実施の方針や考え方について ② ウェブサイトの作成、運営方針と実施方法について ③ プロモーション実施方法について ④ 事業者間の交流の促進について ⑤ 3カ年計画について ⑥ 独自提案事項について ・20ページ以内 ・提案内容は後述「(4) 評価の視点について」を踏まえて作成すること。 ・表紙に別途通知する提案用の仮称を表示すること。 ・文字サイズは10.5ポイント以上とし、各ページの下部にページ番号を付すること。 ・PDFデータとしても提出すること

(4) 評価の視点について

委託先選定における評価は以下の視点で行う。

評価項目	着眼点
業務遂行力	1. 実績（様式3） ・コンテンツマーケティングの支援の実績はあるか ・事業者の新製品開発・販路拡大支援の実績はあるか ・類似する業務実績はあるか
	2. 業務推進体制（様式4） ・本事業の企画、運営に係る経験豊富なスタッフはいるか ・委託業務を統括するための社内組織体制があるか
業務経費	3. 経費（様式5） ・業務コストは妥当か ・提案内容に見合う経費となっているか

企画 提案内容	<p>4. 企画提案書</p> <p>(1) 提案全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は、委託仕様書（案）の「2 目的」に適う内容か <p>(2) ウェブサイトの内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトコンテンツ（記事）の取材体制や実現性はあるか <p>(3) プロモーションについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なプロモーションに繋がるようなイベント提案があるか ・ファン獲得への工夫（SEO 対策・SNS 広告など）はあるか <p>(4) 参加事業者間の交流について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加事業者間の交流が活性化するような仕組みを整えているか <p>(5) 3ヵ年計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が本事業を実施する目的を理解し、実現に向けた計画的な提案となっているか <p>(6) 独自提案事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫のある提案か ・区が特に期待する事項について網羅しているか (参加事業者の販路拡大に資する取り組み・具体的な成果指標の提案)
【最終審査のみ】本事業への取り組み姿勢（本事業への熱意など）	

(5) 応募書類の取り扱い

① 書類作成等にかかる費用

応募手続き等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

② 書類の返却

提出された応募書類は、理由を問わず返却しない。

(6) 提出方法

持参又は郵送により、指定期日までに担当課に提出すること。郵送の場合は提出期限に必着とし、持参の場合は土・日曜、祝日を除く開庁時間内（平日午前8時30分～午後5時）とする。

(7) その他

①再委託する場合は、その旨明記すること。

②事業者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

a 募集要領に定める手続きを遵守しない場合

b すべての提出書類を期限内に提出できない場合

c 提出された書類の記載事項に虚偽があった場合、もしくはその可能性があると本区が判断した場合

7. 事業者の選定方法

応募者の企画提案について、目的との整合性のほか、業務遂行能力、業務経費、企画提案内容等を踏まえ、最も優れた事業者を選定委員会が選定を行う。

(1) 選定方法

① 一次審査（書類審査）

「企画提案書」等による書類審査を行い、評価結果が上位の事業者をプレゼンテーション審査の対象とする。審査結果は、令和8年2月中旬頃に電子メールにて全応募者に通知する。

- ② 最終審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した事業者に対し、令和8年3月10日（火）にプレゼンテーション審査を行う。
- ③ 候補者の決定

最終審査を行った事業者の中から、候補者として1事業者、次点として1事業者を区ホームページにて公表する。審査結果は、全応募者に郵送にて通知する。

(2) 選定委員会

次に掲げる5人の委員で構成する選定委員会を設置し、企画提案内容を審査する。

【選定委員会委員名簿】

役職	所属等
委員長	産業経済部長
副委員長	SDGs推進部広報課長
委員	文化共育部文化課長
委員	教育委員会教育推進課長
委員	産業経済部経営支援課長

(3) その他

- ① 審査に当たっては、事前に企画提案内容の確認を行うことがある。
- ② 最終審査のプレゼンテーションの際、追加資料の配付は不可とする。
- ③ 提出された企画提案に関する書類は公表しない。
- ④ 審査内容については公表しない。また、審査内容及び評価結果についての異議申立ては受付しない。
- ⑤ 応募者及び提案者が、選定委員会委員、特別職を含む区職員（本要領に記載する選定委員会事務局への手続き等に関するものを除く）に直接または間接を問わず接触を求める場合は失格とする。

8. 応募の辞退

応募者は、企画提案の応募後、事業者の選定があるまでの間、応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、辞退の理由を記載した「プロポーザル参加辞退届」（様式6）を提出するものとする。

9. その他

- (1)
 - ・委託業務の実施に関して企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、委託事業予定者と企画提案の内容をもとに業務の履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。
 - ・なお、協議が不調の場合には、審査結果の評価により順位付けられた上位の者から順に別途協議を行うものとする。
- (2) 応募事業者は参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとみなす。

10. 担当課（問い合わせ先）

江戸川区産業経済部産業振興課伝統産業係（本庁舎西棟1階2番）

担当：江尻・村山

所在地：〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話：03-5662-3462（直通）／電子メール：1915150@city.edogawa.tokyo.jp